

2018年9月11日

司法の役割を放棄した最高裁の「青いとり保育園 不当解雇事件」 上告不受理決定に強く抗議する

青いとり保育園不当解雇事件弁護団

京都地方労働組合総評議会
議長 梶川 憲

全国福祉保育労働組合京都地方本部
執行委員長 久保田 徹

京都医療労働組合連合会
執行委員長 松本 隆浩

2018年9月7日、最高裁判所は、私たち青いとり保育園不当解雇事件の上告申請を不受理とすることを決定した。私たちは、一審・二審で判断を避けた保育と雇用を守るべき責任が京都市と京都市立病院にあることの判断を最高裁に求めたが、審理すらされなかったことは、あまりに不当である。たたかひの先頭に立った6名の原告に心から敬意を表するとともに、弁護団と裁判傍聴や署名など、支援を広げていただいた皆さんに、お礼を申し上げます。

40年以上にわたり、こどもたちを育み、京都市立病院に働く医師や看護師などを支えてきた院内保育所「青いとり保育園」は7年前に企業委託された。その時には、雇用を守り、保育の質を守るために委託契約の条件だった「職員の雇用継続」が、3年前の委託契約では条件とされなかった。そのために保育士を含む職員が「全員解雇」された。この前代未聞の事態の中で、大好きな先生を奪われたこどもたちは心身に重大な影響を受け、安心して働き続けられなくなった保護者も生まれた。

この事態を引き起こした原因、働き続けられることへの期待に応え、保育の継続性と子どもの利益を守るべき責任は、すべて京都市と京都市立病院にあった。ところが、京都地裁と大阪高裁は、これらについて判断をしなかった。さらに、下級審の重大な間違いを正すべきであった最高裁が審理すら拒否したことは、司法の役割を放棄したものだと言わなければならない。

最高裁の不受理決定で、不当な大阪高裁判決が確定した。長年にわたる法廷での委託契約下で雇用と保育・医療を守るたたかひは、今後、法廷外でのたたかひとなった。突然に雇用が奪われ、こどもたちから保育士を奪うことは、二度とあってはならない。

いま、自治体の公的仕事のアウトソーシングの下で、委託や請負などが広がり、劣悪な雇用と労働条件が押し付けられている。私たちは、「青いとり保育園不当解雇」のたたかひの経過と到達を職場・地域に広げ、公契約の下で働く仲間の雇用を守るルールを確立し、すべてのこどもたちの保育を受ける権利と、病院に働く仲間の労働条件を守る取り組みをすすめていく。当面、来年の「青いとり保育園」での委託事業者の再選定の際に再び、こどもたちと職員が不当な扱いが繰り返されないように引き続き奮闘する決意を表明するものである。

以上